

# 第10回

## 島原市農業委員会総会議事録

平成24年3月26日

## 第10回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成24年3月26日(月) 16時00分

2. 閉会日時 平成24年3月26日(月) 16時45分

3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 30名 欠席者 1名

5. 議案

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第2号議案 非農地証明願について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

第4号議案 平成24年度活動計画(案)について

報告事項 合意解約通知書について

議長

只今より、第10回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、13番委員は公務の為、9番委員は所用の為、欠席との連絡がっております。また、2番委員は少しだけ遅れるとの連絡がっております。

出席委員は、31名中29名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、18番委員、21番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番の譲受人は、申請地を譲り受け、木造平家建住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の工業地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略致します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(2番委員入室)

現地調査員

1番の申請地は、東側は道路、南側は宅地、西側は宅地、北側は赤道を挟み農地となっております。

雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の賃借人は、申請地を借り受け、来客用及び従業員駐車場として利用したいとのことです。

申請地は都市計画区域内で地域地区の指定はありませんが、住宅用、事業用、公共施設等が連たんしている区域と判断し、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略致します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、東側、北側は道路、南側は農地、北側は宅地となっております。

雨水排水は自然流下及び、道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第2号議案、非農地証明願についての1番を上程します。  
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の1番について、申請人は、平成2年不詳頃より、宅地として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、東側は道路、南側は農地及び宅地、西側は農地、北側は宅地となっております。

建物を見ると、築20年以上経過しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。  
つづいて非農地証明願についての2番を上程します。  
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の2番について、申請人は、昭和59年不詳頃より、宅地として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、東側に一部農地がありますが、それ以外隣接部分に関しては、申請人所有の宅地及び雑種地と、道路となっております。

以前は建物も建っていたということもあり、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案2番は非農地証明書を交付することに決定します。つづいて非農地証明願についての3番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の3番について、申請人は、昭和58年不詳頃より、宅地として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は、北側、東側は道路、南側、北側は宅地となっております。

建物を見ると、築20年以上経過しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案3番は非農地証明書を交付することに決定します。  
つづいて非農地証明願についての4番を上程します。  
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の4番について、申請人は、平成2年7月不詳頃より、農地への進入路として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

4番の申請地は、東側は道路、南側、西側は赤道を挟んで農地、北側は水路を挟んで農地となっております。

現状を見ると非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

(13番委員入室)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案4番は非農地証明書を交付することに決定します。第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	3件	8筆	7,223.00㎡
耕作権の再設定	14件	30筆	29,689.00㎡
合計	17件	38筆	36,912.00㎡

です。次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については5ページのとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定します。

第4号議案、平成24年度活動計画(案)について、を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第4号議案、平成24年度活動計画（案）についてについて説明します。総会議案集の6ページをご覧ください。1番、遊休農地に関する措置。課題といたしまして農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地所有者への指導等が必要であると考えております。活動計画案としまして、10月に各地区ごとに農業委員、事務局職員、農林水産グループ等でチームを編成し、市内全域の農地パトロールを実施する。遊休農地所有者に対し、農地パトロールの実施について事前に文書を発送し、貸借及び草刈等の保安全管理を促す。農地パトロールの実施について市広報誌等に掲載し、周知を図る。遊休農地所有者の意向調査を実施する。目標案であります遊休農地の解消面積を1.0haと考えております。昨年の実績が3.9haであります。

2番、認定農業者等担い手の育成及び確保。課題といたしまして、認定農業者の高齢化や後継者が不足する中で、再認定率の向上に努める。少子高齢化社会の進展に伴い、農家戸数の減少が進展している。活動計画案といたしまして、農業委員会が本年度に発行する「農委のうごき」等に掲載し、周知を図る。認定農業者の候補者リストによる推進等を行い、再認定対象者には、早めに周知し、再認定の向上に努める。現在、認定農業者経営体は557ありまして、目標案と致しましては、5経営体増を考えております。

次に7ページをご覧ください。3番、担い手への農地の利用集積。課題といたしまして、特に条件が悪い農地の集積等が課題となっております。活動計画案といたしまして、各会議等で推進・確保に努める。ちなみに、4月の農事実行組合長会議で説明をしたいと思っております。農業委員会が本年度に発行する「農委のうごき」等に掲載し、制度等の周知を図る。土地利用型農業を図ろうとする農業者に対しては、利用権設定を進める。これには市単独事業として要件を満たす賃借人に対し、補助金を交付しております。目標案といたしまして集積面積を10haと考えております。

4番、違反転用への適正な対応。目標といたしまして、市民からの通報及び農地パトロール等により発見した場合、違反転用者に対し、指導・解消に努める。活動計画案といたしまして、農地パトロールや、担当地区委員の日頃の監視活動により、違反転用の防止に努める。農業委員会の広報誌「農委のうごき」等に掲載し、周知を図る。

以上、4点を活動計画案と考えております。よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、平成24年度活動計画を承認することに決定します。

農地法第18条の合意解約については別添に記載のとおりですので報告します。

これで、第10回島原市農業委員会総会を閉会します。